# 環境委員会資料

- 1 平成29年第4回定例会提出予定議案の説明
  - (4) 議案第136号 川崎市港湾施設条例の一部を改正 する条例の制定について

資料 1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局 (平成29年11月22日)

# 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例の制定要旨

港湾施設の一部に利用料金制を導入すること、及び直接給水に係る船舶給水設備使用料を定めること等のため改正するもの

# 2 改正の主な内容

(1) 指定管理者が管理を行う港湾施設に利用料金制を導入するもの

利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に上限額を定め、その範囲内であらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が定める。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(2) 直接給水(自動給水器によるものを除く。) に係る船舶給水設備使用料を定めるもの

ア 30立方メートルまで 25,560円

イ アを超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円

# 3 施行期日

平成30年4月1日から施行。ただし、上記1(2)については、規則で定める日から施行

(参考)

- 1 指定管理者の概要
- (1) 指定管理者

横浜川崎国際港湾·川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

(2) 指定管理者が管理を行う港湾施設 川崎区東扇島 9 2 番地 (川崎港コンテナターミナル) 内の港湾施設

(3) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

## 2 利用料金制を導入する理由

平成26年4月の指定管理者制度の導入後、コンテナ取扱貨物量は堅調に増加しており、平成28年度にはコンテナ取扱貨物量が10万TEUを超え、安定的な経営が見込めるようになったことを踏まえ、民間活力を生かした航路誘致や集貨の活動を促進し、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくするため、利用料金制を導入するもの ※ TEUとは、貨物量の単位であって、長さ20フィートのコンテナ1個分が1TE Uである。

#### 3 船舶給水設備の概要

船舶給水設備は、船舶に対し必要な生活用水を給水するための港湾施設であり、直接 給水に係る施設(岸壁の給水設備から給水するもの)と運搬給水に係る施設(給水の用 に供する船舶から給水するもの)がある。

4 直接給水(自動給水器によるものを除く。)に係る船舶給水設備使用料を定める理由 岸壁の給水設備の老朽化等のため、本市は、平成18年度以降、船舶への給水につい ては運搬給水を中心に行うこととし、平成26年10月には、自動給水器を除いて直接 給水に係る船舶給水設備を廃止している。

運搬給水については、当該業務を効率的及び効果的に実施するため、平成28年2月 に、借り上げた船舶を船舶給水設備として位置付けて給水を実施する方法から、当該業 務を委託する方法に変更している。

港湾管理者として安定的に船舶への給水を実施していくため、岸壁の給水設備の一部 を再整備し、自動給水器によらない直接給水を新たに実施するもの

改正後	改正前
○川崎市港湾施設条例	○川崎市港湾施設条例
(利用許可の取消し、変更等)	(利用許可の取消し、変更等)
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条各項の許可	第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条各項の許可
を取り消し、又はこれを変更し、その他必要な処置をすることができる。	を取り消し、又はこれを変更し、その他必要な処置をすることができる。
(2) 指定の期間内に使用料 <u>又は利用料金</u> を支払わないとき。	(2) 指定の期間内に使用料を支払わないとき。
(使用料)	(使用料)
第13条 特定港湾施設等 (指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。) の利	第13条 特定港湾施設等の利用については、利用者から次により算出して得
用については、利用者から次により算出して得た額(第6号、第14号 <u>及ひ</u>	た額(第6号、第14号 <u>、第15号、第21号及び第22号</u> については、当該各号
第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の108を乗じて	により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額)の使用料を徴収する。
得た額)の使用料を徴収する。	
(1) 係船岸壁、桟橋及び物揚場使用料	(1) 係船岸壁、桟橋及び物揚場使用料
ア 船舶(はしけを除く。)	ア 船舶(はしけを除く。)
(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭	(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭
(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留	(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留
12時間までごとに 6円70銭	12時間までごとに 6円70銭
イー貨物	イー貨物
はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1ト	はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1ト
ンまでごとに 13円40銭	ンまでごとに 13円40銭
(2) 削除	(2) 削除
(3) 削除	(3) 削除
(4) 小型油槽船係留施設使用料	(4) 小型油槽船係留施設使用料
1月総トン数1トンまでごとに 84円	1月総トン数1トンまでごとに 84円
ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごと	ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごと
に 3円	に 3円

改正後 改正前 (6) 上屋使用料 (6) 上屋使用料 ア 初日から15日まで ア 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円 2級上屋 16円 2級上屋 16円 イ 16日から30日まで イ 16日から30日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 2級上屋 32円 2級上屋 32円 ウ 31日以後 ウ 31日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 2級上屋 64円 2級上屋 64円 (7) 倉庫用地使用料 (7) 倉庫用地使用料 1月1平方メートルまでごとに 170円 1月1平方メートルまでごとに 170円 (8) 削除 (8) 削除 (9) 荷さばき地使用料 (9) 荷さばき地使用料 ア 一般利用 ア 一般利用 (ア) 初日から15日まで (ア) 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円 2級荷さばき地 6円 (イ) 16日以後 (イ) 16日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円 2級荷さばき地 12円 イ 専用利用 イ 専用利用 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円 2級荷さばき地 180円 (10) ふ頭用地使用料 (10) ふ頭用地使用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。 別表第1ふ頭用地使用料による。 (11) 削除 (11) 削除 (12) 削除 (12) 削除

改正後 改正前 (13) 船舶給水設備使用料 (13) 船舶給水設備使用料 ア 直接給水(自動給水器によるものを除く。) 自動給水器 1立方メートルにつき 400円 (ア) 30 立方メートルまで 25,560 円 (イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円 イ 直接給水(自動給水器によるものに限る。) 1立方メートルにつき 400円 (14) 事務所使用料 (14) 事務所使用料 1月1平方メートルまでごとに 1級事務所 3,000円 1月1平方メートルまでごとに 1級事務所 3,000円 2級事務所 1,700円 2級事務所 1.700円 (15) 事務所附帯施設使用料 (15) 事務所附帯施設使用料 ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円 ア 作業員詰所 1月1平方メートルまでごとに 700円 イ シャーシー置場 1月1区画 10,000円 イ 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円 ウ プロパン格納庫 1月1平方メートルまでごとに 700円 エ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円 オ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円 カ シャーシー置場 1月1区画 10,000円 (16) 削除 (16) 削除 (17) 削除 (17) 削除 (18) 船客待合所使用料 (18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円 1月1平方メートルまでごとに 500円 (19) 港湾環境整備施設等使用料 (19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2港湾環境整備施設等使用料による。 別表第2港湾環境整備施設等使用料による。 (20) 駐車施設使用料 (20) 駐車施設使用料 別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。 別表第3駐車施設使用料による。 削る (21) 軌道走行式荷役機械使用料 ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円 イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円 削る (22) 電気施設使用料

改正後	改正前
-----	-----

- その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。
- 4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)
- |第13条の2 第3条第1項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係る ものに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用 料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。
- 3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額 (ふ頭用地利用料のうち1月以上の利用に係る利用料金は、別表第1ふ頭 用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額)の範囲内において、あらか じめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
  - (1) 荷さばき地利用料
    - アー般利用
      - (ア) 初日から15日まで
        - 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円
        - 2級荷さばき地 6円
      - (イ) 16日以後
        - 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円
        - 2級荷さばき地 12円
    - イ 専用利用
      - 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円
  - (2) ふ頭用地利用料

別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。

イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円 2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、2 使用料の計算は、1件又は1口ごとの計算とし、円未満の端数を生じた

ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円

場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

|3 前項の計算により1件又は1口の総額が10円未満のときは、10円とする。

改正後	改正前
(3) 事務所利用料	
1月1平方メートルまでごとに 3,000円	
(4) 事務所附帯施設利用料	
ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円	
<u>イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</u>	
ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円	
<u>エ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</u>	
(5) 駐車施設利用料	
別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。	
(6) 軌道走行式荷役機械利用料	
<u>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</u>	
イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円	
(7) 電気施設利用料	
ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円	
<u>イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円</u>	
4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、	
その端数金額を切り捨てるものとする。	
5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。	
6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると	
認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収するこ	
<u>とができる。</u>	
(使用料 <u>及び利用料金</u> の減免)	(使用料の減免)
第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は	第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は
免除することができる。	免除することができる。
2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、	
<u>又は免除することができる。</u>	
(使用料 <u>及び利用料金</u> の返還)	(使用料の返還)
第15条 照に古せわれた休田戦け これな返還しない、ただし 第2条条氏	第15条 照に古れられた侍田料け これなら響しない、ただし 第9条タ頂

第15条 既に支払われた使用料は、これを返還しない。ただし、第3条各項第15条 既に支払われた使用料は、これを返還しない。ただし、第3条各項

# 改正後

の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により利用すること ができないときは、この限りでない。

2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あら かじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができ る。

# 附則

# (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項第13 号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

# (経過措置)

2 この条例の施行の際現に軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用許可を受 け、この条例の施行の日前から同日にわたって利用する場合については、改正 後の条例第13条の2、第14条第2項及び第15条第2項の規定にかかわら ず、なお従前の例による。

別表第1 (第13条、第13条の2関係)

	ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料					
	¢£πu .		は利用料金			
	種別	単位	金額			
	第1種電柱	1+10+~	230円			
電柱	第2種電柱	1本1月まで ごとに	350円			
	第3種電柱		470円			
<b>元</b> 元	第1種電話柱	1 + 1 0 + ~	200円			
電話	第2種電話柱	1本1月まで ごとに	320円			
<u>柱</u>	第3種電話柱	_ 2 (_	440円			
20	いの状態	1本1月まで	20円			
~ () <sub>1</sub>	他の柱類	ごとに	20円			
共架	電柱に共架する場合	共架柱1本1	220円			
電線	電話柱に共架する場合	月までごとに	250円			

改正前

の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により利用すること ができないときは、この限りでない。

別表第1 (第13条関係)

<u> </u>	<u> ふ頭用地使用料</u>						
		種別	使用料				
		作里方门	単位	金額			
		第1種電柱	1 + 1 - 1 + - 1	230円			
	電柱	第2種電柱	1本1月まで ごとに	350円			
		第3種電柱	- 2 /C	470円			
	金红	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	200円			
	電話柱	第2種電話柱		320円			
_	仕	第3種電話柱		440円			
	その他の柱類		1本1月まで	20円			
_			ごとに	2017			
	共架	電柱に共架する場合	共架柱1本1	220円			
	電線	電話柱に共架する場合	月までごとに	250円			

改正後				改正前					
公衆電話所			1個1月まで ごとに	400円	公衆	電話所		1個1月まで ごとに	400円
郵便差	差出箱及び	信書便差出箱	1個1月まで ごとに	170円	郵便	差出箱及び	信書便差出箱	1個1月まで ごとに	170円
送電均	<b></b>		1月1平方メ ートルまでご とに	400円	送電	塔		1月1平方メ ートルまでご とに	400円
特別高	高圧架空送	電線	1月1メート ルまでごとに	7円	特別	高圧架空送	電線	1月1メート ルまでごとに	7円
	埋設管そ の他これ に類する もの	外径0.07メートル未満のも の		16円		外径0.07メートル未満のも の	*	16円	
		外径0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの		22円		外径0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの		22円	
		外径0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの		34円	地下 の他 埋設 に舞	外径0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの 外径0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの		34円	
		外径0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの		45円				45円	
埋設		外径0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの		67円		に類する	外径0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの	1月1メート ルまでごとに	67円
物		外径0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの		90円	物	物もの	外径0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの		90円
		外径0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの		110円			外径0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの		110円
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		180円			外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		180円
	外径1メートル以上のもの			380円			外径 1 メートル以上のもの		380円
	その他のも	5 <i>0</i> )	1月1平方メ	380円		その他の	5 <i>0</i> )	1月1平方メ	380円

空管そ 外径0.4メートル未満のもの	ートルまでご とに						T
空管そ 外径0.4メートル未満のもの						ートルまでご とに	
		180円		架空管そ	外径0.4メートル未満のもの		180円
他これ 類する 外径0.4メートル以上のもの の	1月1メート ルまでごとに	450円			外径0.4メートル以上のもの	1月1メート ルまでごとに	450円
· 特物	1月1平方メ	450円	物	支持物		1月1平方メ	450円
の他のもの	ートルまでご とに	450円		その他のも	5.0	ートルまでご とに	450円
陰法(昭和61年法律第92号)による鉄 ∃地構断工作物	ートルまでご	400円				* 1月1平方メ ートルまでご とに	400円
なび看板類	1月1平方メ ートルまでご とに	760円	広告	塔及び看板	類	1月1平方メ ートルまでご とに	760円
こめの一時作業所又は工事用材料置   	1月1平方メ ートルまでご とに	170円	工事	のための一	・時作業所又は工事用材料置	1月1平方メ ートルまでご とに	170円
かの一時置場	1月1平方メ ートルまでご とに	120円	港湾	貨物の一時	置場	1月1平方メ ートルまでご とに	120円
なびその附帯施設	1月1平方メ ートルまでご とに	290円	事務	所及びその	附帯施設	1月1平方メ ートルまでご とに	290円
) <del>(</del> \(\frac{1}{2}\)	前各項類似の項目に準じて 市長が定める。		その他のもの		前各項類似の項目に準じて市長が定める。		
	がかの他のもの 法(昭和61年法律第92号)による鉄地横断工作物 び看板類 めの一時作業所又は工事用材料置 の一時置場 びその附帯施設	1月1平方メートルまでごとに	1月1平方メ 450円	1月1平方メ   450円   物の他のもの	1月1平方メ   450円   物 支持物   その他のもの	1月1平方メ   450円   大の他のもの	1月1平方メ

改正後

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話柱その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又 は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 共架柱とは、共架電線を支持する電柱又は電話柱をいう。
- 5 広告塔及び看板類の表示面積が利用の面積より大きいときは、表示 面積をもって利用の面積とする。

別表第3(第13条、第13条の2関係)

駐車施設使用料又は駐車施設利用料

ı								
	種別		単位	金額				
	一般利用 普通自動車		1日1台1回	600円				
		大型自動車	1日1台1回	1,200円				
	定期利用(普通自動車に限		1月1台	5,000円				
	る。)							

備考 普通自動車及び大型自動車とは、前表備考第1項に規定する普通自動車及び大型自動車をいう。

改正前

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下 同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するも のに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電 柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電 柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話柱その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又 は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 共架柱とは、共架電線を支持する電柱又は電話柱をいう。
- 5 広告塔及び看板類の表示面積が利用の面積より大きいときは、表示 面積をもって利用の面積とする。

別表第3(第13条関係)

駐車施設使用料

<u> </u>							
種別		単位	金額				
一般利用 普通自動車		1日1台1回	600円				
	大型自動車	1日1台1回	1,200円				
定期利用	(普通自動車に限	1月1台	5,000円				
る。)							

備考 普通自動車及び大型自動車とは、前表備考第1項に規定する普通自動車及び大型自動車をいう。